

役員と社員で取扱いが違う？

徴収する家賃の額はどつする？

税理士

畑山 裕亮

もう一度おさらいしておきたい 「社宅」をめぐる税務取扱い



社宅の貸与については、税法で定められた負担額以上の金額を従業員や役員が会社に支払っていれば、個人が課税されることはありません。また会社が支払った家賃負担額は会社の経費として計上することができます。社宅を供与することは社員にとっても会社にとってもメリットがあるといえます。ただし、給与課税の問題が生じるケースもあります。ここでは「社宅」をめぐる税務の取扱いをおさらいします。

皆さんも「社宅の家賃を経費に計上して、節税しよう」といった節税ノウハウが紹介されているのを目や耳にしたことがあるのではないのでしょうか。社宅の家賃を経費に計上すると、会社にとって大きな節税効果をもたらします。また、社宅を貸与される役員や従業員にとっては、社宅家賃の一部の金額を支払うことでその社宅に住むことができます。会社と役員や従業員の双方にとってメリットがあるのです。

ただし、きちんとした手続きや定められた計算を踏まえた上で社宅の貸与が行なわれていなかった場合、その役員や従業員が負担すべきものを会社が立て替えて払ったとみなされ、会社が負担した家賃相当額が役員や従業員の給与として課税されてしまう恐れがあります。

社宅制度を導入する場合には、社宅に係る税務上の手続きや計算を頭に入れておき、役員や従業員への給与とし

て税務署に指摘されないように注意しましょう。

借上げ住宅には

こんなメリットがある



まず最初に、借上げ住宅を従業員や役員に供与することのメリットについて確認しておきます。

会社のメリットとしては、以下のよう
なことが挙げられます。

- ① 大家さんに支払う借上げ住宅に係る賃貸料を経費に計上することが可能となる。
- ② 会社の福利厚生の充実や従業員の定着率の向上などの効果が期待できる。
- ③ 住宅手当として支給する場合と比較して、会社が負担する社会保険料を節減することができる。

次に、住宅を貸与される役員や従業員のメリットとしては、以下のようなことが挙げられます。

- ① 大家さんに支払うべき賃貸料よりも家賃の負担が少なくなる。
- ② 住宅手当を会社から受給する場合と比較して、所得税や社会保険料の負担が軽くなる。

具体例で見てみましょう。家賃8万円の賃貸アパートを会社が賃貸借契約して、会社から従業員へ住宅貸与を行なったとします。この従業員は、会社から給料として月額30万円を受給、また社宅使用料として会社に月額3万円支払っています。

この場合、会社は、30万円を従業員への給与賃金として、8万円を社宅の借上げ費用として経費に計上します。従業員から受け取る3万円は社宅使用

料として雑収入に計上します。そのため、トータルで考えると35万円（30万円＋8万円－3万円）の費用負担となります。また、この従業員に対する会社負担の社会保険料は、給与の額面金額である30万円を標準報酬月額として計算することになります。

一方、従業員は、家賃8万円の部屋に3万円の負担で住むことができるので、家賃負担は5万円少なくなります。この従業員の所得税は、給与収入月額30万円で計算され、社会保険料は、標準報酬月額30万円を基に計算されます。

社宅の借上げは
税負担の軽減にもつながる



次に、住宅手当を支給する場合を考えてみましょう。住宅手当は、社宅借上げと同様に従業員等の家賃の一部を負担する制度ですが、給与の一部のみ